

市町村において、被災者台帳の作成等及び被災者台帳に係るマイナンバー利用事務の実施に当たり参考となるよう、その手順等について示したもの

第I章 総論

○ 被災者台帳作成による効果

- ① 的確な援護実施
(援護の漏れ、二重支給等の防止)
- ② 迅速な援護実施
- ③ 被災者の負担軽減
- ④ 関係部署の負担軽減
(関係情報共有による重複の排除)

○ 標準的なデータ項目について例示

○ 被災者台帳に係るシステムのデータ標準化(APPLIC)を推奨

○ 被災者台帳作成チェックリスト(平時の準備)を掲載

○ マイナンバー利用のメリット

- ① 情報提供ネットワークシステムを使用して、他団体から被災者の情報の提供を受けることができる
- ② 他部署が保有する情報を庁内連携できる
- ③ 被災者の援護事務に台帳情報を庁内連携できる
- ④ 同一人の個人情報であるか容易かつ確実に確認できる

○ 個人情報の種別による取扱いの相違

第II章 被災者台帳の作成等（主に番号利用法）

1 被災者台帳の作成

- (1) マイナンバーの取得・利用
- (2) マイナンバーを利用した庁内からの情報入手
- (3) 情報提供ネットワークシステムを使用した
庁外からの情報入手

2 台帳情報の利用

- (1) 同一市町村内の同一機関内における利用
- (2) 同一市町村内の他の機関における利用

3 台帳情報の提供

- (1) マイナンバーを含む台帳情報の提供
- (2) 番号利用法第19条第14号に係る留意点

4 その他

- (1) 特定個人保護評価の実施
- (2) 被災者台帳の作成等事務における
マイナンバーの利用イメージ
- (3) 条例の規定状況ごとのマイナンバー利用と
被災者台帳の関係

被災者台帳に関するマイナンバーの利用について、法律上可能なもの・条例に規定することにより可能となるものを示し、その具体的内容を明らかにするとともに、その手続や留意事項について掲載

第III章 被災者台帳の作成等（主に災対法）

1 被災者台帳の作成

- (1) 庁内からの情報入手
- (2) 庁外からの情報入手

2 台帳情報の利用

3 台帳情報の提供

- (1) 本人に対する提供
- (2) 他の地方公共団体に対する提供
- (3) 地方公共団体以外の者に対する提供

これらの手続に係る手順例や留意事項について掲載

第IV章 関係資料

○ 標準的なデータ項目の例示

○ 被災者台帳作成チェックリスト

○ 台帳情報提供に係る様式例

について掲載